谷本小学校父親の会会則　新旧対比表

現　行	改　正
1.名称 本会の名称は「谷本小学校父親の会」:通称「たぬきクラブ」とする。	（名　称） 第 1 条　本会の名称は「谷本小学校父親の会」:通称「たぬきクラブ」とする。
2.主旨・目的 ①本会は PTA 組織とは関係ない任意の団体である。 ②父親相互の親睦を図り、学校や地域、PTA と協力して、子供達のために有意義な活動を行う。 ③父親としての独自性を発揮し、学校行事等において支援協力を行う。 ④本会は学校や PTA の運営には一才干渉しない。また他の組織・団体からも干渉を受けない。	（定　義） 第 2 条　本会は PTA 組織等、他団体とは関係ない任意の団体である。よって、学校や PTA の運営には一切干渉しない。また他の組織・団体からも干渉を受けない。 （目　的） 第 3 条　本会の目的は次の各号に定めるとおりとする。 (1)　父親相互の親睦を図り、学校や地域、PTA と協力して、子供達のために有意義な活動を行う。 (2)　父親としての独自性を発揮し、学校行事等において支援協力を行う。
3.会員 本会の会員資格は横浜市立谷本小学校に在籍する児童の、父親又は父親を代行している方で、本会の主旨に賛同し会員として登録された方。 そのほか、準会員・特別会員としての参加も認める。	（会員資格） 第 4 条　本会の会員資格は横浜市立谷本小学校に在籍する児童の、父親又は父親を代行している方で、本会の主旨・目的に賛同する方とする。 なお、会員子女が卒業または転校した後も、会員が脱退しない限りその資格は継続するものとする。
4.加入及び脱退 本会への参加は、通年随時受け付ける。また、会からの脱退は自由に出来る。	（加入及び脱退） 第 5 条　本会への加入及び脱退は、役員会へ届け出ることにより通年随時受け付ける。
6.役員 本会には次の役員を置く。 会長　1 名 副会長 2 名 会計　1 名 事務　2 名 役員の任期は、毎年 4 月より翌年の 3 月	（役　員） 第 7 条　本会には会長 1 名、副会長 2 名、企画委員 1 名、会計 1 名の役員を置く。また、必要に応じて相談役若干名、複数の特定プロジェクトチームを置くことができる。

現　行	改　正
までとし、再任は妨げない。役員の任命は役員会で協議し決定する。	2　役員の任期は、原則毎年4月より翌年の3月までとし、再任は妨げない。役員の任命は役員会で協議し決定する。 3　特定プロジェクトチームは会長が任命する。
7. 役員会及び総会 本会の活動計画・行事予定等は役員会で決定する。総会は定期的には行わず、必要に応じ召集する。	(役員会・総会) 第8条　本会の活動計画・行事予定等は役員会で決定する。 2　本会の総会は定期的には行わず、必要に応じ召集する。 3　本会の活動により得た収益金は役員会で管理し、子供達のために有意義なことに使用することとし、その内容は役員会で決定する。
附則. 本会則は、平成12年4月1日より実施する。	付　　則 1 この会則は、平成12年4月1日から実施する。 2 この会則の改正は、令和2年7月1日から実施する。